

国土強靱化、防災・減災対策の充実強化を求める意見書

現在、本市においては様々な防災・減災対策の充実強化に取り組んでいるが、今後も気候変動に伴う降水量の増加により、河川の氾濫、土砂災害の激甚化・頻発化や、南海トラフ地震による大規模災害の発生が懸念されている。

これらの災害から住民の生命と財産を守り、地方創生の取組等を進めていくため、国土強靱化、防災・減災に向けた取り組みをより一層推進していくことが急務となっている。

また、加速化するインフラの老朽化対策は喫緊の課題であり、積極的な予防保全措置が防災効果を高めることから極めて重要である。

よって国においては、次の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後の総合経済対策が令和2年12月8日に閣議決定されたところであるが、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、今後も必要な事業予算を安定的かつ持続的に確保すること。
- 2 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算を確保すること。また、事業年度が令和2年度までとされている緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債については、対象事業の拡充を図るとともに令和3年以降も期限を延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月22日

岐阜県可児市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣官房長官